

## 川崎市身体障害者（児）特例補装具審査会設置運営要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第76条に基づく補装具の購入及び修理に要する費用の額の算定等に関する基準に定められた補装具の種目に該当するものであって、基準別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）に関して、補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）に基づき、特例補装具費の要否判定等を審査する機関として、総合リハビリテーション推進センター内に川崎市身体障害者（児）特例補装具審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

### （審議事項）

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）特例補装具の要否判定に関すること
- （2）身体障害者（児）に係る特例補装具費の支給にあたり、特例補装具の構造、機能等に関する技術的助言に関すること
- （3）その他、補装具の判定に関して必要と認められる事項

### （構成）

第3条 審査会の構成は、次の者をもって構成する。

- （1）総合リハビリテーション推進センター所長または副所長（以下、「所長等」という。）
- （2）事例を提出する地域支援室室長
- （3）南部地域支援室、中部地域支援室、北部地域支援室職員の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉職、医師、心理職、保健師、看護師のうち、必要と認められる者
- （4）区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課職員
- （5）その他、必要と認められる者

### （審査会）

第4条 審査会は、所長等を議長とする。

2 審査会は、必要に応じて所長等が招集する。

3 前条に定める構成員がやむを得ず欠席する場合は、書面をもって審議に参画することができる。

### （審査結果の報告）

第5条 所長は、審査会で審議した結果について区長に報告する。

### （審査会の省略等）

第6条 評価内容により所長が必要と認めるときは、持ち回り等の会議を招集しない方法により、評価をすることができるものとする。

2 前項における案件については、別途定める。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総合リハビリテーション推進センターが行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、所長等が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。